平成２９年（フ）第２４６号
兵庫県宝塚市山本中２丁目８番25号
債務者　大橋美代子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
兵庫県伊丹市山田４丁目２番７－303号、前住所兵庫県伊丹市山田４丁目７番45－201号
債務者　山角さとみ
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２３１号
長崎県長崎市琴海村松町583番地１　養護老人ホームことのうみ、旧住所長崎県長崎市辻町15番58－102号
債務者　頴川　康英
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５３号
熊本県玉名市立願寺774番地７
債務者　吉川　雅俊
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第２９４号
宮崎市橘通西５丁目１番13号　サンパティークＦＵＴＡＢＡ403号
債務者　大野　静子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７３号
宮崎県都城市梅北町2370番地１
債務者　東口　勝昭
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第７４号
宮崎県都城市梅北町2370番地１
債務者　東口佐智子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第９０号
鹿児島県姶良市脇元456番地12
債務者　古市　孝則
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
鹿児島県姶良市西宮島町２番地27　ユーミー西宮島201号
債務者　横山　博実
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１４２４号
愛知県瀬戸市西松山町２丁目７番地の１　野村新瀬戸ヒルズ1608
債務者　瀬尾　幸子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７１号
大分市大字奥田835番地の10
債務者　畠中真由美
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９８号
松江市西津田10丁目13番18号　ドルフさかた11号
債務者　山崎由里子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５７７号
愛知県東海市富木島町外面89番地の２　１棟304号
債務者　中野　文雄
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４５５号
札幌市手稲区星置１条６丁目12番15号
債務者　佐藤　崇章
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７８８号
札幌市白石区菊水６条２丁目６番30－1103号
債務者　藤田　克佳
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７６号
北海道北見市とん田東町681番地52
債務者　髙橋　栄治
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第２５７号
盛岡市松園１丁目18番８号
債務者　嶋野　千春
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部